

固定資産税に関する主な届出について

問 財務課 町税係 ☎62-9124

固定資産税に関して平成25年中に次のような事由が発生した場合には、平成26年1月31日(金)までに財務課 町税係に申告または届出をしてください。申請書類は町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

| No. | 届出書等の名称 | 提出する主な事由 |
|-----|---|------------------------------------|
| 1 | 相続人代表者指定(変更)届出書 | 固定資産の所有者が亡くなったとき |
| 2 | 町税減免申請書 | 貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき |
| 3 | 新築(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書 | 新築住宅等の軽減を受けるとき |
| 4 | 認定長期優良(住宅・中高層耐火建築住宅)に対する固定資産税減額規定の適用申告書 | 長期優良住宅の減額を受けるとき(県が発行した認定通知書の写しを添付) |
| 5 | 住宅用地適用(異動)申告書 | 住宅用地の所在や地積、所有者の氏名・住所等が変更となったとき |
| 6 | 納税管理人(変更)申告書 | 海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人を選任するとき |
| 7 | 納税管理人(変更)承認申請書 | 海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人を選任するとき |
| 8 | 未登記家屋所有者変更届出書 | 売買・相続・贈与等により未登記の家屋の所有者が変更となったとき |
| 9 | 家屋減失届出書 | 家屋の一部および全部を解体・除却したとき |

償却資産(固定資産税)申告のお知らせ

問 財務課 町税係 ☎62-9124

償却資産(事業用資産)を所有している事業所・個人の皆様は、平成26年1月1日現在の状況をその資産が所在する市町村に申告することとなっています。

- 申告書は、資産の申告が必要な事業所・個人に12月中旬に送付します。新規に事業をはじめた方や、申告書が届かない場合は財務課 町税係までご連絡ください。
- 平成26年度の申告書は、平成26年1月31日(金)までに町税係までご提出ください。
- 電子申告に関しましては(社)地方税電子化協議会のホームページ<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。

【償却資産とは?】

会社や工場、商店などを経営している個人や法人が事業のために用いる次の①～②のうち、土地・家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却費(額)が法人税法または所得税法の計算上、必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、無形減価償却資産(鉱業権、漁業権など)や自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除かれます。

- ①構築物 ②機械および装置 ③車両および運搬具 ④工具・器具および備品



個人町民税・県民税の額が変更になります

問 財務課 町税係 ☎62-9122

来年度から個人町民税・県民税(均等割)の額が変わります。平成23年12月2日付で「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されました。

それに伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間、臨時的に個人町民税・県民税(均等割)が引き上げられることが定められました。災害に負けない、安心して暮らせる町づくりのための財源の一部となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

【変更課税額】

| 区分 | 現在 (平成25年度) | 平成26年度～ 平成35年度 |
|----------------|----------------|------------------------------|
| 個人町民税 (均等割) | 3,000円 | 3,500円 |
| 個人県民税 (均等割) | 1,500円 | 2,000円 長野県森林づくり県民税500円を含む |
| 合計 | 4,500円 | 5,500円 |